

びょうき ひと ふ
病気になる人が また増えることを
ふせ
防ぐために これから すること

1 ^{くに} 国の法律（^{ほうりつ} 特措法^{とくそほうだい} 第24条^{じょうだい} 第9項^{こう}）に ^あ 合わせた ^{ねが} お願い

(1) できるだけ ^{いえ} 家にいて ください。

(2) ^{れすとらん} レストランなどへの ^あ 開けている時間^{じかん}を ^{みじか} 短くする ^{ねが} お願い

(3) ^{いべんと} イベントなどを ^{ねが} するときの お願い

2 ^{れすとらん} レストラン等^{など}の ^あ 開けている時間^{じかん}を ^{みじか} 短くする ^{ねが} お願い

3 ^{しごと} 仕事へ ^い 行くことなど

^{がつ} 7月 ^{にち} 8日

^{きょう} 京 ^と 都 ^ふ 府

びょうき ひと ふ ふせ ふみん
病気になる人が また増えることを 防ぐための 府民のみ

なさまや かいしゃ や みせ みな ねが
なさまや 会社や お店を している皆さまへの お願い

ふない しんがたころ なう いる す ひろ がつ にちじてん
○府内の 新型コロナウイルスの 広がり (7月7日時点)

あたらしんがたころ なう いる す ひと がつ にち がつ にち
・ 新しく 新型コロナウイルスになった人 (7月1日～7月7日) は

16.29人/日 人口10万人 当 4.41人

びょうき ひと さいだいい か わかもの びょうき にんずう
・ 病気になる 人のうち 20歳代以下は 48.6%です。若者の 病気になる 人数が
ふ えています。高齢者の 病気になる 人の 数は 減っています。(6月23日～7月6日)

いっしょ す かぞく びょうき ひと いちばん おお つぎ しょくば びょうき
・ 一緒に 住む 家族から 病気がうつる人は 42.1%と 一番 多いです。次に 職場で 病気になる
ひと おお がつ にち がつ にち
人が 多いです。(6月23日～7月6日)

くらす たー おお ひと びょうき しゅうだんかんせん はっせい じょうきょう
・ クラスター(=同じところで 多くの 人が 病気になること (集団感染)) が 発生する 状況
は、事業所や 職場 大人数でのごはんを 食べる 場合に 多いです。

これから 人と 会う機会が 増えると 病気になる 危険が さらに 高くなります。十分に

きをつけてください。病気が 再び 広がらないように 府民や 事業者の皆さまへ 以下のこと
を お願いします。

1 国の法律 (特措法第24条第9項) に 合わせた お願い

(1) できるだけ 家にいて ください。

いそ ようじ がなく ときにかぞく とも あい い
・ 急ぐ用事がないときに 家族や 友だちに 会いに 行かないで ください。

また 旅行などで 他の 都道府県へ 行かないで ください。

とく いそ ようじ がなく ときに きんきゆうじたいそち えんぼうしとうじゆうてんそち たいさく
特に 急ぐ用事がないときに 緊急事態措置や まん延防止等 重点措置の 対策を

している地域に 行かないで ください。新型コロナウイルスの 病気になる している

ひと おお ちいき い
人が 多い地域にも 行かないで ください。

(2) レストランなどへの 開けている時間を 短くする お願い

ばしょ みせ あ じかん さけ だ じかん
① 場所や店を 開けている時間 お酒を 出してもよい時間

きょうとし 2021年7月12日0時から 8月 1日24時まで

きょうとしがい 2021年7月12日0時から 7月25日24時まで

② お願いすること

レストラン 遊戯施設 (=遊ぶところ) のうち 食品衛生法の許可を 受けている店の

21時までの 開けている時間を ※ 短くする お願い

※ お酒を 出すことは 11時から 20時30分まで

<p style="text-align: center;">どんな店 <small>みせ</small></p>	<p style="text-align: center;">お願いする内容 <small>ねが さいよつ</small></p>
<p>【レストラン】</p> <p>レストラン（居酒屋を含む）カフェなど</p> <p>（配達や 店から 家に持って帰るときは</p> <p>制限は ありません。）</p> <p>【遊興施設※】</p> <p>近くに 人が 来て サービスをする店などで</p> <p>食品衛生法の許可がある店</p>	<p>・ 店を 開けている時間を 短くする。</p> <p>（5時～21時）</p> <p>ただし お酒を 出すことは 11時～20時30分</p> <p>（お酒を 出すために 店が 守らなければいけないことを 全て 守っている 店のみ）</p>
<p>（店を 開ける場合に お願いすること）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 働いている人が できるだけ 検査を 受けるように してください。 ・ 店や 建物に 来た人が ひとつの場所に 集まらないように 案内し 熱や咳などがある人は 店や 建物に 入ることができないようにするか 建物から 出てもらうようにする ・ 手や指の 消毒が できるようにしたり 店や 建物の 消毒を する ・ 部屋や 建物の中の 空気を 入れ換える ・ マスクを 付けたり 他の 病気を 防ぐための 方法を 来る人に 知らせる ・ アクリル板を 置いたり 人と人との 間を 広くして ※飛沫感染を 防ぐ <p>※飛沫感染（=会話や 咳や くしゃみをする と 口から 細かい つばや鼻水などが 飛びます。これを 飛沫と 言います。ウイルスの入った飛沫が 目・鼻・喉から 入って 感染することが 飛沫感染です。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カラオケは しないこと ・ CO2を 測る機械を おくこと ・ 業種別ガイドライン（=仕事の 種類によって 決められている ルール）を しっかり 守ること 	
<p>（お酒を 出すために 店が 守らなければ いけないこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アクリル板等をおくこと（席と 席の間を 広くすること） ・ 手や 指の 消毒を しっかりする ・ 食べる時以外は マスクを してもらうこと ・ 空気を しっかりと 入れ換えること ・ 一緒に 来る お客の数は 1組4人まで 	

※泊まる人が 多い インターネット カフェ・マンガ喫茶などは この 制限を お願いしません。

ただし お酒を 出すときの 店を 開けている時間を 短くすることは お願いします。

(3) イベントなどを するときの お願い

イベントを する人などは 下のことを お願いします

① お願いをする期間： 2021年7月12日から 8月11日まで

② お願いする地域： 京都府全部

③参加できる人数： 5,000人 または 収容定員 50%※ 以内（10,000人以内）のいずれか 大きい方

※参加者が 大きな声を出さない 場合：100%

収容定員<=もともと 入っても 良い人数に 対して 入れる 人数の 割合>

④開催時間： 21時まで（国の法律（特措法によらないお願い））

2 レストラン以外の店や 建物への店を 開けている時間を 短くする お願い

①場所・いつ

・京都市

・2021年7月12日0時 から 8月1日24時まで

②どんな お店の 時間が 短くなるか。

下の店や 建物は 国の法律（特措法）によらず 21時までの 店を 開けている時間を 短くす

る お願い（店や 建物の 大きさは 関係ありません。）

しょうぎょうしせつなど
(商業施設等)

<p>たいしょう 対象となる</p> <p>みせ たてもの 店や 建物</p>	<p>みせ たてもの せつめい 店や 建物の 説明</p>	<p>ねが ないよう お願いする内容</p>
<p>しょうぎょうしせつ 商業施設</p>	<p>だいきほこうりてん ひゃつかてん しょうびんぐせんたー 大規模小売店 百貨店 ショッピングセンター</p> <p>すーぱー など</p>	<p>あ じかん みじか ・開けている時間を 短くしてください</p> <p>ごぜん じ ごご じ (午前5時から 午後9時まで)</p>
<p>ゆうぎしせつ あそ 遊技施設(=遊ぶと ころ)</p>	<p>まーじゃんてん ぱちんこてん げーむせんたー など マージャン店 パチンコ店 ゲームセンター など</p>	<p>せいかつ ひつよう もの う 売っている (生活に 必要な 物を 売っている店</p>
<p>ゆうきょうしせつ あそ 遊興施設(=遊ぶ ところ) ※</p>	<p>こしつびでおてん しゃてきじょう けいば ちけつとう ば 個室ビデオ店 射的場 競馬のチケット売り場 など</p>	<p>や せいかつ ひつよう きーびす や 生活に必要なサービスを している</p> <p>ところは ふく 場所は 含みません)</p>
<p>きーびす サービスを</p> <p>ていきょう みせ 提供する店</p>	<p>すーぱーせんとう ねいるまろん えすてまろん、 スーパー銭湯 ネイルサロン エステサロン、</p> <p>りらくぜーしょん など リラクゼーション など</p>	

※ ゆうきょうしせつ しょくひんえいせいほう きょか みせ いんしょくてんなど とりあつかい くに ほうりつ とくそほうだい24じょう
遊興施設のうち 食品衛生法の許可があるお店は 飲食店等の 取扱いによる 国の法律(特措法第24条

だい こう あ ねが
第9項)に 合わせたお願いをする。

(イベントなどを する店や建物)

<p>たいしやう 対 象 となる 店 や たてもの 建 物</p>	<p>みせ たてもの せつめい 店 や 建 物 の 説 明</p>	<p>ねが お 願 い す る 内 容</p>
<p>げきじやう えいがかん 劇 場 映 画 館</p>	<p>げきじやう かんらんじやう えんげいじやう えいがかん 劇 場 観 覧 場 演 芸 場 映 画 館 ぶらねたりうむ など</p>	
<p>しゅうかい てんじしせつ 集 会 ・ 展 示 施 設</p>	<p>しゅうかいじょ てんじじやう かしかいぎしつ ぶんかいかん 集 会 所 展 示 場 貸 会 議 室 文 化 会 館 たもくてきほーる 多 目 的 ホール</p>	<p>あ ・ 開 け て い る 時 間 を 短 く し て く だ さ い (午 後 9 時 まで)</p>
<p>ほてる りよかん ホ テ ル ・ 旅 館</p>	<p>ほてる りよかん ホ テ ル ・ 旅 館 (人 の 集 ま る 場 合 に 対 し て で す 。 泊 ま る 部 屋 は 制 限 し ま せ ん 。)</p>	<p>い べん と す る と き の 参 加 で き る 人 数 を 守 っ て く だ さ い 。</p>
<p>うんどうしせつ ゆうぎ 運 動 施 設 遊 技 しせつ すぽーつ 施 設 (= ス ポー ツ や あそ 遊 ぶ と ころ)</p>	<p>たいいくかん すけーとじやう すいえいじやう おくないてにすじやう 体 育 館 ス ケー ト 場 水 泳 場 屋 内 テ ニ ス 場 じゆうどう や けんどう を す る と ころ ぽうりんぐじやう 柔 道 や 剣 道 を す る と ころ ボ ウ リ ン グ 場 すぽーつじむ ほつとよが よがすたじお ス ポー ツ ジ ム ホ ッ ト ヨ ガ ヨ ガ ス タ ジ オ やきゆうじやう ごるふじやう りくじやうきやうぎじやう おくがい 野 球 場 ゴ ル フ 場 陸 上 競 技 場 屋 外 てにすじやう ごるふれんしゆうじやう ばっていんぐ テ ニ ス 場 、 ゴ ル フ 練 習 場 バ ッ テ ィ ン グ れんしゆうじやう てーまぱーく ゆうえんち など 練 習 場 テ ー マ パ ー ク 、 遊 園 地 な ど</p>	<p>参 加 で き る 人 数 5, 000 人 たてもの 建 物 に は い る こ と が で き る 割 合 50% ※ まで (10, 000 人 まで) の い ず れ か お お 大 き い 方 (※ 参 加 者 が 大 き な 声 を だ す 場 合) : 100%</p>
<p>はくぶつかん 博 物 館 な ど</p>	<p>はくぶつかん びじゅつかん など 博 物 館 美 術 館 な ど</p>	
<p>けっこんしきじやう 結 婚 式 場</p>	<p>けっこんしきじやう 結 婚 式 場</p>	

- 施設内にある レストランなどへの お願いは レストランなどへの 店を開けている時間を 短くするお願いや お酒を出すために 店が 守らなければ いけないこと の お願い (国の法律 (特措法第24条 第9項)) による。
- 店を 開けるときは 業種別ガイドライン (≒仕事の種類によって 決められている ルール) をしっかり 守ること
- 病気になることを 防ぐために 来た人が ひとつの場所に 集まらないようにして 熱や 咳などがある人は 店や 建物に入る ことが できないようにする

3 仕事へ 行くことなど

- ・「会社へ 行って 仕事を する人の 数を 70%減らすこと」を目標に します。
- ・仕事は できるだけ テレワーク<=インターネットを 使って 家などで 仕事を すること>をして ください。
- ・会社で 仕事を するときは、会社に 行く日や 時間を 変えたり 自転車などで 行くように してください。
- ・むずかしい場合は 休みを 別の日に したり 自分で 休みを 取るなどして 会社で 人が おお 多くならないように してください。